

議員提出議案第4号

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例案

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年3月22日提出

守口市議会議員	坂	元	正	幸
同	高	島	修	賢
同	竹	嶋	一	郎
同	松	本	満	義
同	小	鍛	宗	親
同	水	冶	慶	明
同	福	原	寿	光
		西		

記

守口市議会委員会条例の一部を改正する条例

守口市議会委員会条例（平成6年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第28条の3まで 略</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名又は押印をしなければならない。</p> <p><u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第28条の3まで 略</p> <p>(記録)</p> <p>第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名しなければならない。</p> <p><u>2 前項の記録に署名する委員は、1人とし、委員長が会議において指名する。</u></p> <p><u>3 第1項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。